

令和 8 年度 税制改正 要望事項 (新設・拡充・延長)

(国土交通省航空局首都圏空港課)

項 目 名	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長		
税 目	所得税・法人税		
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要】 個人又は法人が、令和 2 年度以降に新たに指定された公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下「騒防法」という。）第 9 条第 1 項に規定する第二種区域内又は特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（以下「特騒法」という。）第 4 条第 1 項に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地等を当該区域外の土地等と買換え等した場合の譲渡所得の課税の特例措置。</p> <p>【要望の内容】 現行の特例措置を 3 年間延長する。</p> <p>【関係条文】 (所得税) 租税特別措置法 第 37 条第 1 項一イ・ロ、第 37 条の 4、 (法人税) 租税特別措置法 第 65 条の 7 第 1 項一イ・ロ、第 65 条の 8、第 65 条の 9</p>		
	平年度の減収見込額	-	百万円
	(制度自体の減収額)	(▲109,400 百万円 の内数)	
	(改正増減収額)	(- 百万円)	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 第二種区域（騒防法）及び航空機騒音障害防止特別地区（特騒法）の住民の移転を促進することにより、当該住民の生活の安定及び福祉の向上を目指し、周辺地域との調和ある発展を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 航空機の騒音による障害が著しい空港周辺においては、当該地域の住民の移転が騒音障害を解消するために必要であり、住民の移転に係る負担を軽減し、移転を促進することが不可欠である。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策評価体系における位置付け ・政策目標 4「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」 ・施策目標 24「航空交通ネットワークを強化する」
		政策の達成目標	航空機の騒音により生じる障害が特に著しい地域内に居住する住民の移転をできる限り促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	(所得税) 3年間(令和9年1月1日～令和11年12月31日) (法人税) 3年間(令和8年4月1日～令和11年3月31日)
		同上の期間中の達成目標	成田国際空港における令和8年度から令和10年度までの移転見込み 約210件
	政策目標の達成状況	成田国際空港における過去3年間の移転件数：251件 (令和4年度：100件、令和5年度：74件、令和6年度：77件)	
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和8年度：1件 令和9年度：0件 令和10年度：1件
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置は、第二種区域（騒防法）及び航空機騒音障害防止特別地区（特騒法）内から外に移転する際に譲渡する土地等の譲渡益に係る税負担の軽減を図るものであることから、本措置により、当該区域内の住民の移転が促進され、空港周辺の騒音被害の解消が図られる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
要望の措置の妥当性		第二種区域（騒防法）及び航空機騒音障害防止特別地区（特騒法）からの移転については、騒防法第9条第1項及び特騒法第9条第1項において、特定飛行場又は特定空港の設置者による移転補償が規定されている等、政策体系の中で優先度の高いものとして明確に位置づけられている。 本措置の内容は、直接的な減免ではなく課税の繰延べであり、移転補償事業に伴う事業用資産の買換え等について、当該資産の譲渡益に係る課税の繰延べによる一時的な負担を軽減することで、移転補償事業の促進を図るものであるため、政策目的を実現する手段としての的確であり、適切かつ必要最低限の措置である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	(単位：(適用件数)件、(適用額、減収額)百万円)																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">年度</th> <th style="width: 25%;">適用件数</th> <th style="width: 25%;">適用額</th> <th style="width: 25%;">減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: center;">0 (16)</td> <td style="text-align: center;">— (2,256)</td> <td style="text-align: center;">— (523)</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td style="text-align: center;">0 (12)</td> <td style="text-align: center;">— (1,692)</td> <td style="text-align: center;">— (393)</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td style="text-align: center;">0 (12)</td> <td style="text-align: center;">— (1,692)</td> <td style="text-align: center;">— (393)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	適用件数	適用額	減収額	令和4年度	0 (16)	— (2,256)	— (523)	令和5年度	0 (12)	— (1,692)	— (393)	令和6年度	0 (12)	— (1,692)	— (393)
	年度	適用件数	適用額	減収額													
	令和4年度	0 (16)	— (2,256)	— (523)													
	令和5年度	0 (12)	— (1,692)	— (393)													
令和6年度	0 (12)	— (1,692)	— (393)														
<p>【出典】：税制の適用に必要となる買取証明書及び区域外への移転証明書を発行した者へのヒアリング等により本措置の適用の可能性が高い者を計上。</p> <p>※前回要望時の適用件数及び減収額については、括弧内のとおりである。</p> <p>適用数が当初に見込んだ件数に至らなかったが、今後、成田国際空港の移転補償を進めて行く上で、一定数の適用が見込まれる。</p>																	
<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p> <p>令和5年度適用実態調査結果</p> <p>①租税特別措置法の条項： 第65条の7～第65条の9 第65条の78～第68条の80</p> <p>②令和5年度適用件数： 2件</p> <p>③令和5年度適用額： 275百万円</p> <p>※うち、騒防法又は特騒法に基づくものは、0件。</p>																	
<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p> <p>本措置は、第二種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)内から外に移転する際に譲渡する土地等の譲渡益に係る税負担の軽減を図るものであることから、本措置により、当該区域内の住民の移転が促進され、空港周辺の騒音被害の解消が図られる。</p>																	
<p>前回要望時の達成目標</p> <p>(特定飛行場) 令和5年度から令和7年度までの移転見込み 約10件</p> <p>(成田国際空港) 令和5年度から令和7年度までの移転見込み 約300件</p>																	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> <p>(特定飛行場) 令和5年度及び令和6年度の移転件数：9件 達成度※：90%</p> <p>(成田国際空港) 令和5年度及び令和6年度の移転件数：151 達成度：50%</p> <p>※達成度：令和5年度及び令和6年度の移転件数/前回要望時の達成目標</p> <p>移転補償の申請状況や移転補償手続きの進捗状況をふまえて上記達成度となる。</p>																	
<p>これまでの要望経緯</p> <p>昭和44年度 創設 昭和50、55、60年度 延長 平成2、3、8、13、18、23、26、29年度 延長 令和2年度 延長(一部縮減) 令和5年度 延長(一部縮減)</p>																	